



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 公安委員会規則
 - *1 停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則及び違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 1
- 告示
 - 45 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 2
 - 46 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (長寿社会課) 2
 - 47 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課) 3
 - 48 新宮市営換地計画(神丸地区)の認可申請の適否決定等 (農業農村整備課) 3
 - 49 特定第1号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課) 3
 - 50 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (") 3
 - 51 道路法による所有者不明の物件の措置 (道路保全課) 4
 - 52 さつき台(C)建築協定の認可 (建築住宅課) 4
- 諸報
 - 和歌山県収用委員会公示送達 (収用委員会) 4

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第1号

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則及び違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年1月20日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則及び違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

(停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部改正)

第1条 停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号イ中「第117条の4第4号」を「第117条の2の2第11号」に改め、同号ウ中「自動車等の運転に関し、刑法(明治40年法律第45号)第208条の2若しくは第211条第2項の」を「自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までに規定する」に改める。

(違反者講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 違反者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号イ中「第117条の4第4号」を「第117条の2の2第11号」に改め、同号ウ中「自動車等の運転に関し、刑法(明治40年法律第45号)第208条の2若しくは第211条第2項の」を「自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成25年法律第86号)第2条から第6条までに規定す

る」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第45号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年2月23日まで縦覧に供する。

平成27年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成26年12月22日

2 名称

特定非営利活動法人地域再生ネットワーク

3 代表者の氏名

原和男

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字大野2787番地

5 定款に記載された目的

都市であれ地方であれ、その地に暮らす者が、それぞれの地域の誇りを再燃させ、地域同士が絆を深め、持続可能な社会の確立が図られることをもって目的とする。

和歌山県告示第46号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成27年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3071800167	株式会社サンライズコーポレーション	ケアプランセンターチャーム	岩出市野上野98-3	居宅介護支援	平成26.10.25
3071800175	株式会社サンライズコーポレーション	デイサービスセンターチャーム	岩出市野上野98-3	通所介護・介護予防通所介護	平成26.10.25
3072201076	株式会社生駒管工	ゆづき	田辺市明洋3丁目1-13	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成26.11.30
3071800324	株式会社青藍	訪問介護サービスない	岩出市川尻172-1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.12.11

和歌山県告示第47号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成27年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
長田裕	内科、神経内科	ナガタクリニック	和歌山市岡織屋小路2	平成27.1.6

和歌山県告示第48号

新宮市営換地計画(神丸地区)の認可申請については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、当該申請を適当と決定したので、同法第96条の4及び同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成27年1月21日から同年2月18日まで
- 縦覧場所 新宮市農林水産課及び新宮市熊野川行政局農林水産課熊野川駐在

和歌山県告示第49号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第1号漁業者の同意について、同法第105条の2第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町潮岬	あわびをとる漁業	あわび上野
和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町出雲		あわび出雲
和歌山東漁業協同組合の地区のうち東牟婁郡串本町檜野		あわび檜野

和歌山県告示第50号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成27年1月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町樫野に住所又は根拠地を有する者が行う定置漁業（小型定置網漁業を除く。）	南紀第4

和歌山県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第71条第3項の規定に基づき、道路管理上支障がある所有者不明の物件の措置を次のとおり行う。

平成27年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 物件の所在及び種類

(1) 所在

御坊市野口字堤572番4地内 県道日高印南線道路区域内

(2) 種類

広告付避難場所誘導看板

2 所有者等の行うべき措置

当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、県土整備部道路局道路保全課に連絡した上で、この告示の日から30日以内に当該物件を除却すること。

3 道路管理者の行う措置

所有者等が期限までに2の措置を行わないときは、道路管理者・和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該物件を除却するものとする。

なお、除却後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第71条第3項の規定に基づき、当該除却に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市小松原通一丁目1番地

県土整備部道路局道路保全課（電話番号 073-441-3111）

和歌山県告示第52号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により、さつき台（C）建築協定を平成27年1月8日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年1月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成27年2月9日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

平成27年1月20日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

1 事件名

和歌山都市計画道路事業3・4・6号南港山東線に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成27年1月9日付け和収第18号「審理の開催について」

3 送達を受けるべき者

今井武

住所不明

(ただし、不動産登記記録上の住所 和歌山県和歌山市和歌浦254番地の18)

建田愛子

住所不明

(ただし、不動産登記記録上の住所 和歌山県和歌山市和歌浦254番地)